

(別紙3)

発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用した  
ソーシャルスキルトレーニングによる学習等支援事業実施要領

第1 目的

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等における発達障害児・者への在宅等での多様な支援を推進するために必要な経費を補助することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業若しくは同条第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業を行う事業者（個人を除く。）（以下「発達障害児・者支援事業者」という。）又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労移行支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う事業者（個人を除く。）という（以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。）とする。

第3 事業内容等

- (1) 県は、管内の発達障害児・者支援事業者又は就労系障害福祉サービス事業者からの「発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実施計画書」（様式1-1、様式1-2）に基づき、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習・訓練の実施体制の整備に要する費用を補助する。
- (2) 県は、本事業により専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングを実施した発達障害児・者支援事業者又は就労系障害福祉サービス事業者に対し、発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等の実施状況について、「発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングによる学習等実績報告書」（様式2-1、様式2-2）により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに報告を求める。

#### 第4 補助対象経費

専用VR機器を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施に用いる、VR機器等のハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入関連経費、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 毎月のサービス利用費やインターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。